

「シエノピラフェン」「2,4-DB」「EPTC」「アミノピラリド」「イオドスルフロンメチル」「クロルスルフロン」「クロロタロニル」「シクロキシジム」「ジフェンゾコート」「テクナゼン」「ニコスルフロン」「フルカルバゾンナトリウム塩」「マレイン酸ヒドラジド」「メトスルフロンメチル」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項及び第2項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各種試験データは別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

記

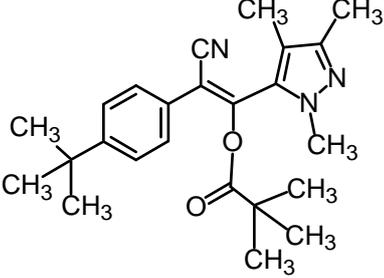
1. シエノピラフェン（農薬）
2. 2,4-DB（農薬）
3. EPTC（農薬）
4. アミノピラリド（農薬）
5. イオドスルフロンメチル（農薬）
6. クロルスルフロン（農薬）
7. クロロタロニル（農薬）
8. シクロキシジム（農薬）
9. ジフェンゾコート（農薬）
10. テクナゼン（農薬）
11. ニコスルフロン（農薬）
12. フルカルバゾンナトリウム塩（農薬）
13. マレイン酸ヒドラジド（農薬）
14. メトスルフロンメチル（農薬）

## シエノピラフェン

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 23 年 6 月 24 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	シエノピラフェン (Cyenopyrafen)	
構造式		
用途	殺ダニ剤	
作用機構	<p>プロペンニトリル骨格を有する殺ダニ剤である。</p> <p>代謝生成物がミトコンドリア電子伝達系複合体 II に結合し、コハク酸からコエンザイム Q への電子伝達を阻害することにより作用すると考えられている。</p>	
日本における登録状況	<p>登録がなされている。</p> <p>適用作物: かんきつ(ミカンハダニ等)、なす(チャノホコリダニ等)、りんご(ハダニ類)等</p> <p>今回、かき、いちじく、しそ、ししとうへの適用拡大申請</p> <p>使用方法: 散布</p>	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド基準: なし
食品安全委員会での評価等	<p>【1】平成 19 年 3 月 5 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 20 年 1 月 17 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【2】平成 21 年 8 月 4 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 22 年 1 月 14 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【3】平成 22 年 11 月 10 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 23 年 7 月 21 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p style="text-align: center;">ADI = 0.05 mg/kg 体重/day</p>	

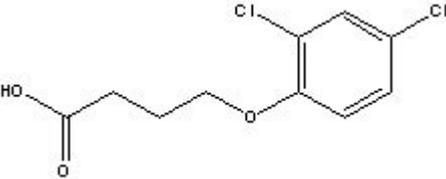
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## 2, 4-DB

### 1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	2,4-DB	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	フェノキシ系の除草剤である。 ホルモン型の除草剤であり、オーキシン作用を攪乱することにより、除草効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準：大豆、らっかせい等 豪州基準：畜産物等
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## EPTC

### 1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	EPTC	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	チオカーバメート系の除草剤である。 雑草の発芽を防止することにより、除草効果を示すものと考えられている。	
日本における登録状況	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米 国 基 準：てんさい、ひまわりの種子等 カナダ基準：豆類等 E U 基 準：とうもろこし、豆類、ひまわりの種子等 豪 州 基 準：オイルシード類等
食品安全委員会での評価等	初回	

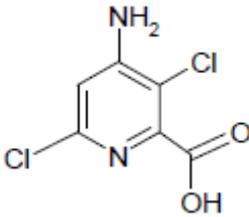
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# アミノピラリド

## 1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	アミノピラリド (Aminopyralid)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	ピリジン系の除草剤である。 オーキシシン様作用により上偏成長させて、壊死を起こすことにより、除草効果を示すものと考えられている	
日本における登録状況	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	A D I = 0.9 mg/kg 体重/day
	国際基準	小麦、大麦、畜産物等
	諸外国	米 国 基 準 : 小麦、とうもろこし、畜産物等 カナダ基準 : 小麦、畜産物 E U 基 準 : 小麦、大麦、畜産物等 豪 州 基 準 : 穀類、畜産物 ニュージーランド基準 : 畜産物
食品安全委員会での評価等	初回	

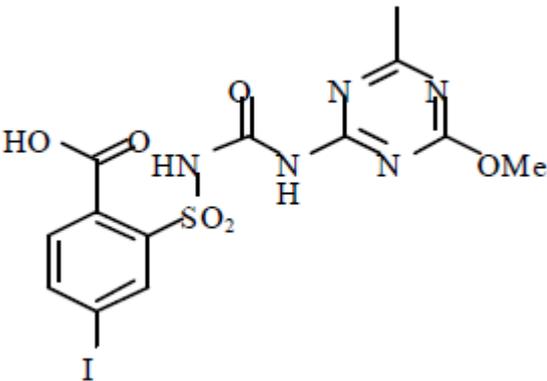
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## イオドスルフロンメチル

### 1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	イオドスルフロンメチル (Iodosulfuron methyl)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	スルフォニルウレア系の除草剤である。 植物体内でのアミノ酸の生合成を阻害することで、細胞分裂や植物生長を停止させることにより作用すると考えられる。	
日本における登録状況	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準：小麦、とうもろこし カナダ基準：とうもろこし
食品安全委員会での評価等	初回	

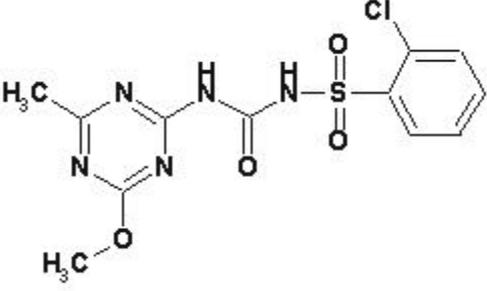
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## クロルスルフロン

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	クロルスルフロン (Chlorsulfuron)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	<p>スルフォニルウレア系の除草剤である。</p> <p>植物体内でのアミノ酸の生合成を阻害することで、細胞分裂や植物生長を停止させることにより作用すると考えられる。</p>	
日本における登録状況	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米 国 基 準 : 小麦、大麦、畜産物等 カナダ基準 : 小麦、大麦等 E U 基 準 : 小麦、大麦等
食品安全委員会での評価等	初回	

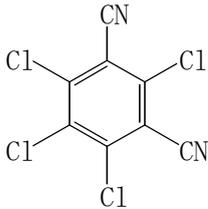
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## クロロタロニル

### 1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	クロロタロニル(Chlorothalonil)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	フェニル系の殺菌剤である。 ニトリル基(-CN)を毒性基とし、病原菌の原形質や酵素タンパクのSH基に作用すると考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物:きゅうり(べと病等)、茶(炭疽病等)、トマト(疫病等)等 使用方法:散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI= 0.02 mg/kg 体重/day
	国際基準	トマト、きゅうり、キャベツ、ぶどう等
	諸外国	米 国 基 準 : トマト、じゃがいも、アスパラガス等 カナダ基準 : セロリ、かぼちゃ、たまねぎ等 E U 基 準 : 小麦、りんご、キャベツ等 豪 州 基 準 : ぶどう、バナナ、らっかせい等 ニュージーランド基準 : 豆類、レタス、もも等
食品安全委員会での評価等	初回	

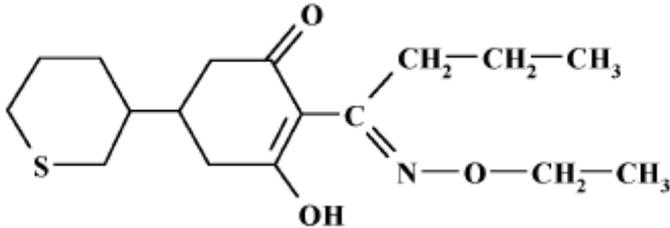
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## シクロキシジム

### 1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	シクロキシジム (Cycloxydim)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	アセチルCoAカルボキシラーゼの阻害し、脂肪の生合成を抑制することより作用すると考えられている。	
日本における登録状況	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	A D I = 0.07 mg/kg 体重/day
	国際基準	ばれいしょ、にんじん、ぶどう等
	諸外国	E U 基準 : ばれいしょ、レタス、にんじん、りんご、ぶどう等
食品安全委員会での評価等	初回	

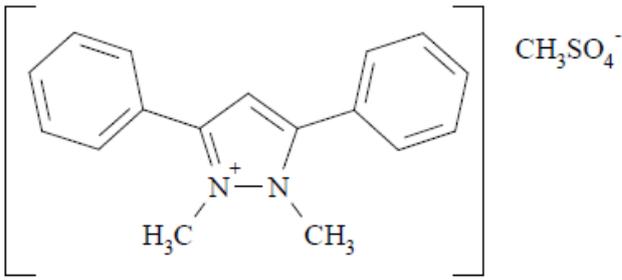
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## ジフェンゾコート

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	ジフェンゾコート (Difenzoquat)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	植物の細胞膜を崩壊させることにより、除草効果を示すものと考えられている。	
日本における登録状況	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米 国 基 準：小麦、大麦、畜産物等 カナダ基準：小麦、大麦、ライ小麦
食品安全委員会での評価等	初回	

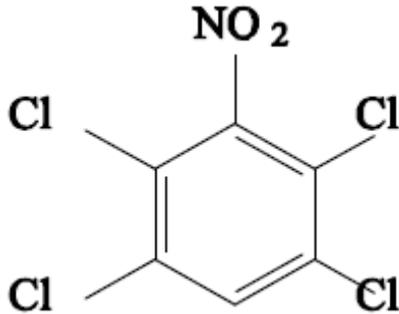
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## テクナゼン

### 1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	テクナゼン(Tecnazene)	
構造式		
用途	植物成長調整剤	
作用機構	ばれいしょの発芽を阻止する作用を示す。	
日本における登録状況	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	A D I = 0.02 mg/kg 体重/day
	国際基準	ばれいしょ
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## ニコスルフロン

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	ニコスルフロン (Nicosulfuron)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	<p>スルフォニルウレア系の除草剤である。</p> <p>植物体内でのアミノ酸の生合成を阻害することで、細胞分裂や植物生長を停止させることにより作用すると考えられる。</p>	
日本における登録状況	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米 国 基 準 : とうもろこし、畜産物等 カナダ基準 : とうもろこし、ブルーベリー E U 基 準 : とうもろこし
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## フルカルバゾンナトリウム塩

### 1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	フルカルバゾンナトリウム塩 (Flucarbazone sodium)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	植物体内でのアミノ酸の生合成を阻害することで、細胞分裂や植物生長を停止させることにより作用すると考えられる。	
日本における登録状況	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準：小麦、畜産物等 カナダ基準：小麦、畜産物等
食品安全委員会での評価等	初回	

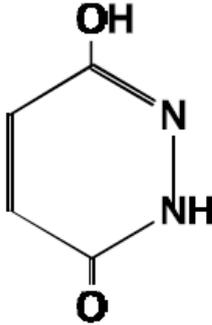
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## マレイン酸ヒドラジド

### 1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	マレイン酸ヒドラジド (Maleic hydrazide)	
構造式		
用途	植物成長調整剤、除草剤	
作用機構	植物体内に吸収され、細胞分裂を阻害すると考えられている。 ばれいしょ等の発芽を阻止する作用を示すほか、除草作用を示す。	
日本における登録状況	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	A D I = 0.3 mg/kg 体重/day
	国際基準	ばれいしょ、たまねぎ、にんにく等
	諸外国	米国基準：ばれいしょ、たまねぎ カナダ基準：ばれいしょ、たまねぎ、にんじん等 E U 基準：ばれいしょ、にんにく等 豪州基準：ばれいしょ等 ニュージーランド基準：ばれいしょ等
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## メトスルフロンメチル

### 1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	メトスルフロンメチル (Metsulfuron methyl)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	<p>スルフォニルウレア系の除草剤である。</p> <p>アセト乳酸合成酵素を抑制して、細胞分裂を阻害することにより、枯死させると考えられる。</p>	
日本における登録状況	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	<p>米 国 基 準：小麦、大麦、畜産物等</p> <p>カナダ基準：小麦、大麦、畜産物等</p>
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【シエノピラフェン】

- ・作物残留試験